

(公) 富山県放射線技師会旅費支払い取り決め (案)

1. 会務のために出張する役員に支給する旅費、交通費の支払いについて決める。
2. 旅費は最も経済的な通常の経路および方法により算定する。
3. 旅費の種類
 - 1) 鉄道費 鉄道費については普通旅客運賃
 - 2) 宿泊費 宿泊費に応じ1夜あたり8,000円
 - 3) 雑費 日数及び滞在数に応じ1日あたり2,000円
 - 4) 航空 会長が認めた場合のみ当該運賃
4. 付加支給として、鉄道運賃の算定に際し次の通り付加する。
 - 1) 片道100キロメートル以上の場合普通特別急行料金
 - 2) 片道200キロメートル以上で新幹線を使用した場合、新幹線特別急行料金
5. 旅費計算上の日数は、要した日数とする。
6. 常務の役員の通常の交通費は実情に応じ妥当な実費を支給する。
7. 本部会議、その他により旅費などの支給を受ける場合は通常の経路および方法により算定された金額との差額を支給する。
8. 特別な事由により取り決めがない場合は実情を調査し、会長の決済を経て必要な旅費を支給する。
9. この取り決めは平成24年10月6日より行う。